

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

五島市

2 構造改革特別区域の名称

五島市赤ちゃん健やか保育支援特区

3 構造改革特別区域の範囲

五島市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的特性

五島市は、九州の最西端に位置し、長崎港の西方海上約 100 km の五島列島の南西部、福江島、奈留島、久賀島、椀島、黄島、赤島、蕨小島、黒島、島山島、嵯峨島及び前島の 11 の有人島と 52 の無人島からなり、面積は 420.81 k m²、地質は大部分が古代三紀の砂岩、礫岩、頁岩及び珪岩からなっており、地形は極めて複雑で火山群を伴う沈降性地累島群で、多くの溺れ谷をもち、湾岸線は屈曲に富んでいる。このため、景観は非常に美しく、その大部分が西海国立公園に指定されるなど、豊かな自然環境を有している。

(2) 社会的特性

本市は、周りを海に囲まれており、本土とは海路と空路により結ばれている。

海路は、明治初期に五島～長崎間に航路が開設されて以来、現在はフェリーと高速船が、また、福岡へもフェリーが運航している。

空路は、昭和 38 年に五島福江空港が開港し長崎線が開設された。その後、福岡線、大阪線（季節運行）が開設され、市民の生活、医療はもとより観光や産業、経済、文化の振興に大きな役割を果たしている。

市内は、11 の有人島が 8 航路で繋がり、国道 1 路線、主要地方道 5 路線、一般県道 7 路線、市道 2,007 路線が一体となった交通ネットワークを形成している。

しかし、本土や二次離島との結びつきは天候に左右され、交通が遮断し孤立することがある。

人口は、平成 16 年 8 月 1 日の一市五町（福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町）の新設合併により、平成 23 年 3 月末で 41,767 人となっている。

(3) 経済的特性

基盤整備が行われ、フェリーの大型化と飛行機の就航による人、物の流れの高速化は、地域経済の活性化の役割を担っている。しかし、農林水産物の流通には輸送コストがかかり、最近の原油高騰はさらに本市の一次産業の経営を圧迫させている。また、

公共事業の見直しによる建設業の減少も雇用の場を失う原因となり、就労の場を求めて若者が市外に流失し、人口の減少、少子高齢化による購買力の低下、商工業者の後継者不足による空き店舗の増加が消費低迷の大きな原因となっている。

この地理条件による地域間格差を解消するため、ケーブルテレビやインターネット等の情報通信基盤の整備を行い、市民生活の向上や産業の振興を図る取り組みを行っている。

(4) 少子化の現状

本市における出生数は、平成 21 年には 273 人（平成 17 年度 308 人）となっている。また、合計特殊出生率は 1.80（平成 15 年から平成 19 年の平均値）、平成 17 年国勢調査結果による人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合は 13.8%（平成 12 年調査 16.1%）と少子化が進行している。

なお、少子化に直面している本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「五島市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域全体で子育てを支援していく次世代のまちづくりに取り組んでいる。また、同行動計画の重点目標である「仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり」を実現するためには、本市における 6 歳未満の子どもがいる世帯の共稼ぎの割合が 49.8%（平成 17 年国勢調査）と高く、さらに、現下の厳しい経済状況等を起因として、女性の就業率が増加している現状から、「保育サービスの充実」が量的にも質的にも求められている。

(5) 保育所の現状

本市の保育所の運営については、平成 16 年 8 月の一市五町合併後に、旧町から市の中心部である福江地区への子育て世帯の転入が著しく、保育所定員を超過した入所が慢性的に続いている。一方で、旧町の一部では就学前児童数の減少により入所児童数が減少し、保育所の廃止、定員の減及びへき地保育所への転用が実施されている。

平成 23 年 4 月 1 日時点の保育所の運営状況は、認可保育所 18 か所（私立 17 か所、公立 1 か所、定員 940 人、入所児童数 968 人）及びへき地保育所 6 か所（定員 200 人、入所児童数 70 人）となっている。

なお、福江地区の保育所の入所状況については、平成 22 年 4 月から新たに認可保育所（定員 60 人）が設置されたため待機児童は生じていないが、保育ニーズは高く、依然として定員の弾力化を実施している（平成 23 年 3 月 1 日時点で定員 520 人、入所児童数 634 人、私立 8）。

(6) 乳児保育等の特性

乳児の入所状況は、平成 17 年 3 月 1 日時点の入所乳児数 90 人（全入所児童数 1,149 人、入所児童に対する乳児割合 7.8%）から平成 23 年 3 月 1 日時点の入所乳児数 149 人（全入所児童数 1,081 人、入所児童に対する乳児割合 13.8%）と人数・割合ともに増加し、また、平成 24 年 3 月 1 日時点の入所乳児数も 140 人を見込んでいることから、少子化により実数は減少しているものの、入所児童数に対する乳児の割合は増加傾向にあり、低年齢児保育へのニーズは高まっている。

また、乳児を含む低年齢児童の増加に伴う体調不良児への対応、アレルギー児や障

がい児などの特別な支援を必要とする児童も増加しており、看護師及び保健師（以下「看護師等」という。）の専門性を生かした対応が求められているが、現時点では、看護師等を配置する認可保育所は 18 か所中 7 か所（病児・病後児保育の体調不良児対応型 1 か所含む）で配置率は 38.8%にとどまっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

現下の厳しい経済状況のため、本市においても子育て家庭の共稼ぎの割合が高いことなどから、就学前児童数が減少しているにもかかわらず、保育所への入所を希望する保護者が増加傾向にあり、特に乳児期からの保育ニーズが高くなっている。

そのような中で、保育所における乳児の日々の健康管理や突発的な病気、怪我等に対応するには、看護師等の専門知識を持つ職員の存在は大きく、保健相談や指導など保護者へ安心感を与えるとともに、保育士等の負担軽減、新型インフルエンザ等の感染症対策など保育現場における活躍の場は広範囲にわたる。

現行、保育所では、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）により、乳児 6 人以上を入所させる保育所については、当該保育所に勤務する看護師等を、1 人に限って、保育士とみなすことができるため、乳児が 6 人以上であれば、看護師等も運営費の対象とすることができる。

しかし、年度当初は、乳児が 6 人未満の保育所が多く、その時点で看護師等を配置しても運営費の対象とならないことから、看護師等の安定した配置が困難であり、市内のすべての認可保育所が加入する五島市保育会からも、平成 23 年 3 月に本特例措置の適用について要望がなされている。

そのため、本特例措置の活用により、乳児 4 人以上であれば、看護師等の配置が運営費の対象となることで、看護師等の配置が促進され、保育所における児童の健康管理体制並びに感染症対策の向上など、保護者が安心して子育てができる環境づくりに大きな効果が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 乳児を預かる保育所に看護師等の配置を促進し、入所児童の急な負傷や体調の急変、特別な支援を要する児童（アレルギー児・障がい児など）への対応を充実し、保育所における安心・安全な保育の実現を図る。
- (2) 本市では、平成 22 年度から五島市幼保小連絡協議会を設置し、市内の小学校、幼稚園及び保育所の積極的な連携や交流を図り、保育所・幼稚園から小学校への円滑な接続の実現に取り組んでいる。

保育所に、より専門的な知識を有する看護師等を配置することによって、小学校の養護教諭等と連携を図り、特別な支援を要する児童についても小学校への円滑な接続を実現する。
- (3) 衛生指導や新型インフルエンザ等感染症に対する適切な予防指導の実施により、感染症の拡大防止及び保健衛生環境の向上を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 安心して子育てができる環境づくり

健康管理等に関してきめ細かい対応が必要であり個人差が大きい乳児等を、安心して保育所に預けることができることで、本市における子育て支援策が充実し、安心して子育てができる環境づくり、仕事と家庭の両立支援を推進する。

(2) 私立認可保育所の負担軽減、看護師等の安定雇用

看護師等が不足し、保育所における雇用が容易ではない状況にもかかわらず、保育所の方針で独自に看護師等を配置している場合においても、看護師等の配置基準の緩和で運営費の対象となるケースがあり、私立認可保育所の負担軽減とともに、看護師等が職員として安定的に雇用されることが期待できる。

(3) 保育所における衛生指導、感染症等の予防対策

看護師等の専門性を生かし、日々の保育活動を通して入所児童への衛生指導を実施するとともに、園内研修等を通じて職員の衛生知識の向上を図ることができる。

また、入所児童の発育や発達・健康状態を観察することで、感染症、慢性疾患、障がい等を早期に発見することにより、予防対策等の対応を図ることができる。

8 特定事業の名称

9 3 6 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地域における子育て支援事業

保育所や地域子育て支援拠点施設3か所において、子育て等に関する相談や援助などを職員等の専門性を生かして実施する。また、五島市幼保小連絡協議会や関係機関との連携を図り、地域全体で子育て支援に取り組む。

(2) 保育所における保育の質の向上事業

五島市保育所アクションプログラム（保育所における保育の質の向上のための行動計画：平成21年3月作成）に基づき、保育環境の改善や職員等の研修事業など保育所保育指針への取り組みを実践し、保育の質の向上を図る。

(3) 看護師等を対象とした研修会の実施

看護師等を対象とした研修会を開催し、看護師等の質の向上を図る。

(4) 特別な支援を要する児童の保育所への受入促進

保育所に対して、障がい児、発達遅滞児の入所人数に応じた五島市特別支援児童保育事業費補助金を交付し、保育のニーズにきめ細かく対応した保育環境の整備を図る。

別紙

1 特定事業の名称

9 3 6 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

五島市内の認可保育所及び今後設置予定の認可保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

五島市内において、乳児4人以上6人未満入所させる保育所について、当該保育所に勤務する看護師又は保健師を、1人に限って保育士とみなす。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置の適用については、五島市内の認可保育所18か所のうち、平成23年度当初から本計画の認定日までに看護師の配置を予定している6か所（乳児数35人）に対して、本特例措置の認定日から適用する。また、今後、特例措置の適用を希望する保育所については、当該保育所の乳児数及び看護師等の配置状況が確認できる事業計画書を審査したうえで適用する。

また、特例措置を適用した保育所の看護師等を対象とした研修会を開催し、保育の質の向上や適正な特例措置の運営を図る。